

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 あいさつ

委員長：改めましてこんにちは。あつという間に2月半ばです。今日、第6回目になり、いよいよ第8期の介護保険事業計画を承認することになりますので、ご審議いただければと思います。

2 議事

議題（1）パブリックコメントの結果について

事務局：令和2年12月28日（月）～令和3年1月27日（水）にかけて、市役所1階の長寿介護課・情報サロン、多世代交流センターさくらの家、市ホームページにてパブリックコメントを実施しました。結果、提出された意見はありませんでした。

委員長：ありがとうございます。良く出来ていると評価するのか、膨大なので、どうコメントを付けてよいのか分からなかったのか、いろいろあると思いますが、一応市民の皆さまに見ていただいて、この方向で良いという結論に至ったということです。

議題（2）第8期計画の最終案について

第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）及び資料1に基づき事務局より説明

委員長：保険料の基準額というのは、私たちの関心が高いところですが、第7期が4,953円、今回が4,996円と、5,000円ギリギリのところまで推移してきています。岩倉の場合は、今のところ急激な人口の増加がない状況なので、なんとかもっています。近隣の状況をご説明いただければと思います。まだ他のところも決定しているわけではないですが、

事務局：近隣の大口町、扶桑町は岩倉市より少し安くなっています。江南市は5,000円を超える形です。名古屋市は高いです。

委員長：近隣の市町村によって介護保険料が違うのが介護保険制度の仕組みでもあります。その金額で私たちが介護保険事業を行っていくことを市民として承認していく。ある意味、負担を公平にするということです。サービスを抑えるのか、それとも負担を抑えるのかという構造となっています。岩倉の場合は、在宅サービスを充実させながら、なんとか負担を増大させずに介護保険事業を運営していくのが今までのやり方でした。それでもここまで伸びてきている。2,000円台から推移してきて、4,000円台に乗り、4,000円台後半になってきている。この20年でほぼ倍になっていますから、なかなか見通せないところですが、この先どのような形で介護保険事業を運営していくのかという話になると思います。この金額については、後で審議しながら、承認とさせていただきます。まず、4,996円というのが、事務局案としてのご提案です。

委員長：なかなか、妥当なのかどうか難しいところなのですが、国が介護予防、フレイル予防という形でなるべく要介護状態にならないような仕組みをつくっていくことのテコ入れの一つの方策です。そこで、今ご説明があったように、物的人的整備とそのプロセスということで、図表V-116がご提案ですよ。そうすると、認定者1万人あたりのリハビリ

テーションの専門職数が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という3つの専門職によって明確にしていこうということなのですが、岩倉市の場合は、言語聴覚士はどうでしょうか。

事務局：現状はいらっしゃらないです。

委員長：現状はいらっしゃらないので、整備していくということですね。先ほど地域福祉計画があったのですが、コロナ禍の中、そんなに困っていることはないよ、と言っておきながら、アンケートの中では人とのコミュニケーションが取れていない、人との関係が不安だとなっている。人とのコミュニケーションが問題だということも含めて、リハビリテーションについて考えていかなければならないので、この3つの専門職の方の配置が重要になってきます。さらに、その場面として、介護老人保健施設、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションの利用率というご提案です。まず、ここはよろしいでしょうか。やっっていこうということなので、やってみて、どのような成果があがってくるのか。すぐに数字として成果があがってくることは難しいでしょうが、このようなことを市として介護保険事業計画の中に盛り込んでいるということを記憶していただいて、是非とも有効活用していただくようにしていただければと思います。

委員長：計画の推進という部分について、今年度はどちらかというところ、この会議を第8期の計画策定に使っているのですが、本来は第7期計画の事業計画が無事に遂行されているのかをチェックする委員会でもあります。そのような推進体制を最後に盛り込みました。もう一つのご説明は、自治体への財政的インセンティブを国の方が示しています。どんどんやって、そのインセンティブを取るということを盛り込みました。ここについてはよろしいですか。では、ここはよろしいということで、再度資料1をご覧ください、保険料基準額と、今回は段階区分の割り振り方も前回と少し違います。11段階から13段階になることを含め、ご意見、ご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。ひと言ずついただきます。

委員：やはり、保険料が上がるのは仕方がないのか、と思います。段階をたくさん分けると、経済的に少ない方を助けてあげるから仕方がないのかと思います。他の方がどう思われるのかは分かりませんが、助けてもらう側としては非常に嬉しいです。

事務局：第7期の段階での所得段階は11段階なのですが、愛知県で見ると、12段階が多いです。まして、コロナの関係もありますが、介護報酬が+0.70%増額することもあり、やはり低所得の方の負担がかなり大きくなりますので、それを吸収するためには段階を増やして極力基準額を下げる作業を進めて、このようなことをお示しさせていただきました。

委員長：保険料基準額の考え方ですが、保険料基準額の負担について言えば、所得再分配機能を果たそう。つまり、所得の多い方には負担をしていただき、少ない方についてはそれを補填していく作業をするのが、岩倉の今までの考え方ですし、おそらくこれからもそうです。介護保険全体の考え方でもあるのですが、今回はより高い方に負担をしていただく決断をしました。よろしいでしょうか。

委員：やはり、高額所得者に負担をしていただかざるを得ない。だから、13段階設けて負担を多くしていただくのは妥当だと思います。

委員：事前アンケートのときに、「サービスが充実すれば、保険料が高くなってもやむを得ない」という方が結構多かったという記憶があります。先ほどもサービスと負担の関係があり、実際に自分がそうになってみないと分からない部分もあるのですが、そういうことについては皆さん介護保険制度についてよく分かっていらっしゃるの、納得していただけるのではないかと気はします。

委員：今回は2段階増えて13段階ということで、12段階が合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満、13段階が1,500万円以上ということですが、所得の高い余裕のある人にもう少し負担してもらっても良いような気がしました。やはり、現役の人が増えていますので、年金が少ない人ですと、負担が多くなりますので、できれば余裕のある方をもう少し上げていただければとも思います。

委員長：事務局は資料1の括弧書きの部分を説明していただけますか。

事務局：こちらは、低所得者の方の負担を少なくするというので、消費税を財源として、公費が入っております。保険料率は0.5、0.63、0.75なのですが、ここに、国と県と市の公費が入って、0.3、0.5、0.7として、負担を軽減することで、このような率とさせていただきます。引き続き公費で負担を軽減し、低所得者の負担軽減として、実際は下の括弧内の保険料を納めていただくという形となっています。

委員長：よろしいでしょうか。第1段階は0.5で29,900円という年額になるのですが、消費税を財源とした公費でそれを軽減するという形で、実質的には年額17,900円まで軽減するという施策をここに取り入れましたということです。委員、今の話でいかがでしょうか。

委員：大丈夫です。

委員：良いと思いますが、パブリックコメントの意見がなしというところが寂しいと思います。もっと開けた感じになると、より意見が吸い上げられるのかと思ったところです。

委員：保険料に見合う施設整備、環境整備をすれば理解をしてもらええると思います。

委員：やはり岩倉市では高所得者が少ないわけです。その人たちから少しずつ余分にもらっているけれど、少ないという地域性もあり、保険料も否めないのかと思います。それは、現時点では妥当なのかと思います。高所得者が多い地域だと違いが出てきて、段階分けしたことの効果はより出てくると思う。だからといって、しないわけではなくて、13段階にした意味はある。そのようなことを考えました。皆さんが見てくださって、意見をくださればよかったのですが、それができなかった。明らかにするとき、皆さんでこのように考えているということを理解していただけると、よりこの委員会の役割もあるのかと思いました。

委員長：今のお話を少し引っ張ってみると、介護保険事業計画というものに対して皆さんがパブリックコメントを寄せようという意識が十分でないということを認識しておかなければならない。それから、どうしても保険料基準額の平均の数字が歩いて行ってしまう。4,996円というのが歩いて行ってしまうので、そこにもう一つ、所得再分配機能を使い、負担の平等化を図りながら運営しているということを明記できるようにする。簡単にわかっているような仕組みは大事です。どうしても平均で言うから、高い、低いとなりますが、今、私があえて括弧内の数字をご説明くださいと言ったのは、やはり負担が非常に重たいと感じる層については、岩倉市としても一定程度努力しているところを見せ

た方が良いと思います。どうしても平均でものを見がちですよ。数字として示されると、それ自体が一人歩きしてしまう。どこかでご説明するときはその辺りも付帯していただければと思います。資料1は取扱注意とあります。皆さまが委員であることは、周りの方も知っていると思いますが、これは議会決定です。なので、今年度いっぱいくらいまでは、この資料については取扱注意をしていただきたいと思いますのでお願いします。

資料1-2に基づき事務局より説明

委員長：資料1-2が今回の第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本姿勢です。それを表していただきました。岩倉の場合には、人口が約4万8,000人で、極端な減少傾向はないけれど、それくらいのところを推移しています。ただし、後期高齢者、特に85歳以上の高齢者に着眼しなければならないのが、2040年問題です。ということで、計画の骨子が出来上がっている。地域包括ケアシステム、地域共生社会という基本的な考え方で、地域福祉計画あるいは地域福祉活動計画との連携を図りながら、地域づくりをしていく。その場合に、総合相談体制を宿題にもしながら、その体制を構築していくのが基本姿勢です。それから、先ほどリハビリの話が出てきましたが、シルバーリハビリを含めて、フレイル予防というのが大きな鍵になる。それから、今回、コロナの問題、災害を含め、こうしたものに強い地域、あるいは強い地域社会をつくる視点を持つ。もう一つは、85歳以上の人口が増えるということを含めて、認知症施策の充実を図っていく。とりわけ、人口減の社会の中で、介護人材をどのように確保していくかということを考えていこうということを、計画の中に盛り込んできたというご説明でした。

それでは、事務局からの提案で、第8期計画案はこの冊子になります。冊子について、12月以降、パブリックコメントをいただいて、その時期を経て、大きく修正した3か所のご説明をいただき、それを含めてご承認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長：これで、議題(2)第8期の岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について承認をいただいたということにさせていただきます。

議題(3)地域密着型サービスに関する条例の一部改正について

資料2に基づき事務局より説明

委員長：ここが、地域密着型サービスの運営委員会を兼ねているということなので、この議題があがってきています。つまり、地域密着型サービスに関する諸規定を国の定めるところに従いながら市の条例にして、運用していくということなので、国が変更になると、ここで承認をしておかなければならないということです。今回、たくさんの変更があったそうです。今、事務局からご説明があったのですが、2つの条例についてご確認いただきたいです。よろしいでしょうか。そもそも国が変わると条例も変わるという仕組みになっていますので、それを承認するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議題（４）地域包括支援センターの事業評価について

資料３に基づき事務局より説明

委員長：毎年、国が指定する調査票を使って、地域包括支援センターが、自分がやっている仕事の自己評価をする仕組みとなっています。その自己評価の項目が全国一律であるということなので、当然、全国平均が数字となって出てきます。やはり成績ですので、平均を下回らない方が良いという考え方です。そうすると、全国平均と市内地域包括支援センター２か所の方々の答えてくださった回答の差を見ると、ここに出てくる数字としては、網掛してある４つの項目が下回っている。下回っているのはどうしてなのかという分析と課題が「３ 評価と課題」に示されています。ご説明を聞いて、総じて言えることは、それぞれ地域包括支援センターは特徴のある仕事をせざるを得ないし、特徴があってしかるべきだと思うのですが、平均的にやらなければならない、それなりの水準を持たなければならないこともまた確かです。そこを上げていくことは当然なのですが、その一つの原因となっているのが、市町村、つまり岩倉市役所と地域包括支援センターがどのように連携協働していくのかというところが、どうやら散見できるという分析に至ったというご報告です。

議題（５）地域包括支援センターの実施方針について

資料４に基づき事務局より説明

委員長：この委員会が地域包括支援センターの運営協議会も兼ねていますので、この議題があがってきて、毎年この時期に次年度の事業実施方針をご議論いただいています。先ほどからご説明がある通り、いくつか修正点と追加点があるということです。いかがでしょうか。

委員：議題（４）でありましたが、事業評価が全国平均を下回っている項目がいくつかあるとい伺いました。例えば、地域ケア会議に関して言えば下回っていて、改善されるとおっしゃられていましたが、介護予防に関するマネジメントも網掛が付いているのですが、それについて改善の予定はないのでしょうか。

委員長：先ほどの事業評価の全国平均との比較の中で、網掛が入っている部分について、実施方針の中に組み込まれているのかということですね。

委員：そうです。

委員長：方針としては組み込まれていますよね。大丈夫ですね。

事務局：方針として組み込まれているので、今後は、共通理解として方針として定めていくように地域包括支援センターと市を通じて、指標を満たすように協議していきたいと思っています。

委員長：よろしいでしょうか。

委員：はい

委員：主体はどこなのか。主語が抜けていると思います。

委員長：もう一度、読み直していただいて。お任せいただけますか。

委員：これは毎年つくるものですか。

事務局：はい

委員長：「どこが」「だれが」が明確になるようにというご指摘です。文言の修正についてはお任せいただけますか。

(異議なし)

議題（6）地域包括支援センターの委託先居宅介護支援事業所一覧について

資料5に基づき事務局より説明

委員長：既に委託しているという事後報告になります。一応、形式的なことなのかもしれませんが、それぞれの支援センターが27、23の居宅介護支援事業所に委託しているということなので、ご了解いただきたいということです。

(異議なし)

3 その他

事務局：野口先生は本年度で任期が終了ということで、今日が最後の会議となっておりますので、改めて感謝申し上げたいと思います。平成12年度から介護保険制度が始まっているのですが、先生は第4期から入っていただき、岩倉市にご尽力を賜りまして本当にありがたいと思っています。ただ、今日の午前中もあったのですが、地域福祉計画の推進委員会も委員長を野口先生にやっていただいております、高齢者保健福祉計画とは整合性を取りながら進めていく地域福祉の計画です。そちらの方では任期が2年ありますので、岩倉市としてはまだ先生にいろいろお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。長年にわたりありがとうございました。

委員長：こちらこそお世話になりました。今年度、第6回ということで、こうした状況の中、本当に頻繁に会議をさせていただき、つつがなく第8期の計画が承認されました。どうもありがとうございました。

事務局：本日は長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございます。今年度は新型コロナウイルス感染症もありまして、1年間厳しい状況での会議の開催となりましたが、皆さま方のご協力によりまして、第8期計画の承認をいただくことができました。誠にありがとうございました。委員の皆さま方の任期につきましても今年度末までとなっておりますが、高齢者を取り巻く環境は日々厳しさを増していきますので、今後ともお力添えいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、第6回岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。